

八潮監告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長、八潮市教育委員会教育長及び八潮市農業委員会会長から令和5年度定期監査（令和5年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和6年 5月7日

八潮市監査委員 村 川 大 志

八潮市監査委員 林 雄 一

八潮市監査委員 村 川 大 志 様
八潮市監査委員 林 雄 一 様

八潮市長 大 山 忍

令和5年度定期監査（令和5年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和6年3月25日付け八潮監第32号により提出された令和5年度定期監査（令和5年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

（1）伝票関係

①普通旅費について

- ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（人事課）

（2）会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

- ・集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（市民税課、保育課）
- ・欠勤時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（情報政策課）

②費用弁償・通勤手当について

- ・交通費の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
（長寿介護課、障がい福祉課、子ども家庭支援課、リサイクルプラザ、交通防犯課、市民課、駅前出張所）

③時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
（子ども家庭支援課）

④期末手当について

- ・期末手当の基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
（子ども家庭支援課、商工観光課）

⑤年次有給休暇について

- ・年次有給休暇の付与誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

(子育て支援課)

2 措置内容

別紙「令和5年度定期監査（令和5年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和5年度定期監査（令和5年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
(1) 伝票関係 ①普通旅費について ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(人事課) (2) 会計年度任用職員関係 ①報酬・給料について ・集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (市民税課、保育課) ・欠勤時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。	・請求誤りについて再確認し、請求差額の返金処理を行いました。 　　今後は請求時の審査を徹底するとともに、旅費の請求方法について、職員への周知に努めます。(人事課) ・左記については、日割計算せずに報酬を支給してしまいました。 　　対象職員に事情を説明し、過払い分を返還してもらいました。 　　今後、同様の誤りがないよう支給の際には、担当職員と係統括者との複数確認を徹底します。(市民税課) ・出勤簿、時間外勤務命令簿の集計誤りによる報酬の支給額誤りについては、出勤簿、時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。 　　今後は、出勤簿、時間外勤務命令簿の記入の仕方について、改めて指導するとともに、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課) ・人事課に提出する実績報告データにおいて、減額時間数に欠勤時間（8時

(情報政策課)

②費用弁償・通勤手当について

・交通費の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

(長寿介護課、障がい福祉課、子ども家庭支援課、リサイクルプラザ、交通防犯課、市民課、駅前出張所)

間)を入力すべきところ、勤務日数欄に欠勤日数を除いた勤務日数を入力すればよいと認識していたため、欠勤時間数が減額されなかったものです。

実績報告データの提出時及び、支給額確定による支出伝票決裁時において、担当者及び決裁者により、支給額の確認を徹底します。(情報政策課)

・本人が申請した、混雑を避け迂回する通勤ルートで出された通勤距離で認定してしまいました。

過払い分は、毎月の通勤手当から差引し、通勤届の通勤距離を 4.2 k m に訂正しました。

今後は、実際の通勤ルートではなく最短の通勤距離で認定する旨を会計年度職員に周知するとともに、今回の指摘事項を職員間で共有し、再発防止に努めます。(長寿介護課)

・会計年度任用職員の通勤届において、通勤距離による支給額が誤っていたために発生したものです。

対象職員に事情を説明し、発生した過払い分につきましては、納付書を発行し、返金してもらいました。

今後、同様の誤りがないよう、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。

(障がい福祉課)

・本件については、対象職員が同日に他課において勤務を行い費用弁償が支払われていたものの、確認を怠り二重支給となったものです。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算を行いました。

今後は、複数の課に勤務する職員に対しては、同日に重複勤務がないかを関係課に確認し、再発防止に努めます。
(子ども家庭支援課)

・会計年度任用職員の費用弁償について、4月分については、週3日勤務でしたが、勤務日数の算出誤りにより200円の未支給が生じたものです。

また、5月から勤務日数を週5日に変更しましたが、認識不足により変更前の費用弁償のまま支給したため発生したものです。

未支給となった費用弁償については、指摘後、すぐに追加支給いたしました。

今後は、同様の誤りがないよう、担当者のほか、会計年度任用職員本人も含め複数人で確認し、再発防止に努めます。
(リサイクルプラザ)

・通勤手当の算定をする際に、算定方法に誤りがありました。

過払いについては本人に説明し、11月の通勤手当で精算しました。今後は、算定時に複数人で確認します。
(交通防犯課)

・通勤届による通勤ルートの距離が2kmであったが、経済的かつ合理的なルートとの指摘による距離が1.9kmであったことから、通勤に伴う費用弁償の支給対象ではなくなりました。

⑤年次有給休暇について ・年次有給休暇の付与誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (子育て支援課)	・期末手当の基礎額の算定誤りにつきましては、雇用確認通知書に記載された号給等の確認不足のため、支給額の誤りが発生しました。 指摘後、対象職員に対してはすぐに内容を説明し、12月期末手当分にて追加支給しました。 今後は、複数人でのチェックを行うなど再発防止に努めます。(商工観光課) ・年次有給休暇の付与誤りを修正しました。 今後は、複数人のチェックを徹底し、再発防止に努めます。 (子育て支援課)
---	---

八潮教総第53号
令和6年4月19日

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和5年度定期監査（令和5年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和6年3月25日付け八潮監第32号により提出された令和5年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

伝票関係

普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（学校ICT推進課）

会計年度任用職員関係

集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（社会教育課）

交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（社会教育課、学務課）

期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（社会教育課）

2 措置内容

別紙「令和5年度定期監査（令和5年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和 5 年度定期監査（令和 5 年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
(1) 伝票関係 ①報酬・給料について ・集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(学校 ICT 推進課) (2) 会計年度任用職員関係 ①報酬・給料について ・集計誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。(社会教育課) ②費用弁償・通勤手当について ・交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。(社会教育課、学務課)	直行直帰の出張であったため、誤って自宅までの交通費を支給してしまいました。改めて勤務地までの交通費を算定し、過支給額 21 円を歳出戻入しました。 会計年度任用職員の報酬については、週 3 日、19.5 時間の勤務であることを再度確認してもらい出勤日以外に勤務する場合は曜日を入れ替え週 19.5 時間勤務とするよう説明いたしました。土曜日の出勤は平日と単価がことなるため人事課で再計算をしていただき未支給分の支払いをおこないました。 令和 4 年度と同額を支給してしまい、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月分まで費用弁償が 1 日多く支給してしまった。会計年度任用職員に説明し、令和 6 年 2 月 15 日支給分から相殺して調整いたしました。(社会教育課) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 9 日まで採用していた会計年度任用職員の交通費 50 円分が未払いでした。当会計年度任用職員に対して、計算誤

④期末手当について ・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。(社会教育課)	りにより交通費５０円が未払いであったことを謝罪し、令和６年３月１９日に未払い分の５０円を支給しました。(学務課) 報酬と同じよう人事課で再計算していただき未支給分の支払いをおこないました。勤務日の確認におきましては、会見年度任用職員を含め、複数の担当職員により行うようにします。
---	---

八 潮 農 委 第 4 号
令 和 6 年 4 月 8 日

八潮市監査委員 村 川 大 志 様
八潮市監査委員 林 雄 一 様

八潮市農業委員会長 小早川 喜一

令和5年度定期監査（令和5年度前期分）の指摘事項について

令和6年3月25日付け八潮監第32号により提出された令和5年度定期監査（令和5年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

① 普通旅費について

・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

2 措置内容

別紙「令和5年度定期監査（令和5年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和 5 年度定期監査（令和 5 年度前期分）措置事項報告書

【農業委員会】

指摘事項	措置状況
（１）伝票関係 ①普通旅費について ・普通旅費について出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。	過払い 1 7 0 円の戻入をしました。 今後は路線情報検索を的確に利用して出張先から勤務先と自宅を比較し、安価な経路を請求するようにします。